

# 01 人事異動

【問い合わせ】  
働き方改革課（麻生庁舎）  
☎ 0299-72-0811

## ■ 課長級以上、新規採用職員をお知らせします

### ▼ 部長級

総務部長・森坂 政行  
企画部長・幡谷 恭一  
経済部長・高須 敏美  
会計管理者（兼）会計課長・小松崎 実

### ▼ 課長級

#### 【総務部】

総務課長・谷川達郎  
働き方改革課長（兼）DX推進室長・平山 勝弘  
収納対策課長・榊原 由浩

#### 【企画部】

政策秘書課長・横瀬 文也  
事業推進課長・中川 稔

#### 【市民福祉部】

社会福祉課長・土子 秀明  
介護福祉課長・白鳥 俊幸  
国保年金課長・内田 好美  
健康増進課長・出沼 潤一  
総合窓口課長・八木 峰男

#### 【建設部】

都市建設課長・土子 英俊  
道路維持課長・川窪 敏夫

#### 【経済部】

農林水産課長・代々城 貴彦  
環境課長・阿部 幸一

#### 【教育委員会】

学校教育課長・稲川 勝

### ▼ 新規採用職員（4月1日付）

黒澤 汐里（総務部税務課主事）  
茂木 政孝（同課主事）  
岡崎 広夢（市民福祉部こども福祉課主事）  
五味 真弥（建設部都市建設課主事）  
藤野 匠（経済部商工観光課主事）  
齋藤 凜（教育委員会生涯学習課主事）  
馬場 将矢（同課スポーツ推進室主事）

### ▼ 新規採用職員インタビュー！

#### ▼ 名前

茂木 政孝

#### ▼ 配属先

総務部税務課資産税G

#### ▼ 仕事内容

資産税における相続人に関する業務  
資産税における郵送請求および証明書  
発行に関する業務  
資産税における起票伝票に関する業務

#### ▼ 抱負

市の職員としての自覚と責任を持ち、  
一日も早く業務に慣れ、与えられた役  
割をしっかりとこなせるよう努力します。

#### ▼ 行方市の皆さんへ一言

生まれ育った行方市に貢献できること  
を嬉しく思います。これからの市の  
発展に貢献できるよう頑張っ  
て参ります。よろしくお願いいたします。



### ▼ 退職者

総務部長・西谷 浩一  
企画部付派遣鹿行広域事務組合事務局長・宮内 民雄  
会計管理者（兼）会計課長・奥村 晃  
収納対策課長・辺田 正行  
国保年金課長・岡里 重夫  
総合窓口課長・岡田 和之  
農林水産課長・磯山 秀喜  
環境課長・河野 紳一

## 02

## 行方市職員採用試験

【問い合わせ】

働き方改革課（麻生庁舎）

☎ 0299-72-0811

## ■ 前期試験の実施要項をお知らせします

## 1. 試験区分および採用予定人員

(学歴区分：A 大学卒等)

## ▼ 試験区分

一般事務

## ▼ 採用予定人員

10人程度

## ▼ 受験資格

A 大学卒程度

**平成4年4月2日から平成13年4月1日**

までに生まれた人で学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人または令和5年3月31日までに卒業見込みの人

※上記の受験資格に該当する人であっても、次のうちいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本国籍を有しない人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人

エ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成しまたはこれに加入した人

## 2. 試験日程および会場

## ▼ 第1次試験

**7月10日(日)**

北浦公民館（行方市山田 2175）

## ▼ 第2次試験

**8月中旬**（第1次試験合格者に通知します）

※災害や新型コロナウイルス感染症の状況等により、やむを得ず試験日程等を変更する場合があります。その場合は、受験申込者に電子メールでお知らせするとともに、市ホームページ「行方市採用試験トップページ」でお知らせします。

## 3. 受験申込手続

必ずインターネットによる方法で申し込んでください。インターネットによる方法で申し込みができない方は、5月13日（金）までにお問い合わせください。

## ▼ 申し込み方法

必ず、行方市ホームページ（1）で申し込み方法および注意点を確認した上で、いばらき電子申請・届出サービス（2）からお申し込みください。

(1) 申し込み方法および注意点の確認

&lt;採用試験等情報ページ内&gt;

<https://www.city.namegata.ibaraki.jp/>

(2) 申込先

&lt;いばらき電子申請・届出サービス&gt;

<https://s-kantan.com/pref-ibaraki-u/>

※スマートフォンからの申し込みも可能です。

## ▼ 注意点

・パソコンの環境等により利用できない場合があります。詳しくは、上記（1）で確認してください。なお、使用するパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

## ▼ 受付期間

5月2日（月）9:00～31日（火）17:00

（受信有効）

※受付終了時刻までに受験申し込みデータを受信完了したものに限り、受け付けます。

## ▼ 受験票の作成

・受験票は、申し込み受理後に上記（2）上にアップロードします。予定日は申込時にお知らせします。受験者は、各自ダウンロードおよび印刷（A4サイズ縦）し、写真欄に所定の写真を貼り付けたものを第1次試験日（7月10日）に持参してください。

・受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。

## 03 市の組織変更

【問い合わせ】  
働き方改革課（麻生庁舎）  
☎ 0299-72-0811

### ■ 4月1日から市の組織の一部が変更になりました

#### ▼ 「DX 推進室」の設置

市民の利便性向上および庁内の業務効率化など、自治体 DX を推進するため、総務部内に DX 推進室を設置します。

※ DX 推進室は情報交流センター内となります。

#### ▼ 「庁舎建設推進グループ」の設置

新庁舎建設に向けた具体的かつ詳細な検討を進めていくため、政策秘書課内に庁舎建設推進グループを設置します。

※政策秘書課は麻生庁舎内の2階となります。

## 04 押印の廃止

【問い合わせ】  
総務課（麻生庁舎）  
☎ 0299-72-0811

### ■ 申請書など一部の手続きについて、押印を廃止しました

市民サービスの向上と行政手続の簡素化を進めるため、市へご提出いただく申請書等の押印について、見直しを行いました。その結果、市の条例等で押印を義務付けていた手続きのうち、1,088 件の申請書等において、条例等を改正し、令和4年4月から押印を不要としました。押印の義務付けを廃止することに伴う手続きの詳細については、各手続きを所管する部署へお問い合わせください。

#### ▼ 押印が不要となる主な手続き

- ・住民票の写しの交付請求・放課後児童クラブ入会申請・介護保険関係申請・公民館利用許可申請
- ・一部の補助金等申請

## 05 行政相談

【問い合わせ】  
政策秘書課（麻生庁舎）  
☎ 0299-72-0811

### ■ 行政相談所を開設します

行政相談委員は「めざそう 住みよい まちづくり」をスローガンに、住民の皆さまの身近な相談相手として、行政相談所を開設し、行政に関する相談などを受け付け、その解決のための活動をしています。相談は、無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

#### ▼ 日時

5月18日（水）13:00～15:00

#### ▼ 会場

麻生公民館 2階 第2集会室

☎ 0299-72-1573 根本 憲 行政相談委員

北浦公民館 2階 談話室

☎ 0291-35-3777 松下 健治 行政相談委員

玉造公民館 1階 談話室

☎ 0299-55-0171 新堀 文江 行政相談委員

※新型コロナウイルス感染症の感染防止策として、相談は原則 15 分（最大 30 分まで）とさせていただきます。また、来所される際には、検温等の体調管理とマスクの着用のご協力をお願いします。

※今後の感染症の発生・拡大の状況によって、相談所の開設を中止する場合があります。その際には、市公式ホームページ等でお知らせします。また、当日の相談所の開設についての確認は、政策秘書課までお問い合わせください。



## 06

住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金

【問い合わせ】

臨時電話

☎ 0299-57-2227

社会福祉課(玉造庁舎)

☎ 0299-55-0111

## ■ 住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です

※住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は、支給対象外となります。

※詳細については、市ホームページに掲載しています。

## ▼ 支給額

1世帯あたり10万円

## ▼ 支給時期

市が申請書を受付した日から1カ月程度を目安に、指定の口座に振り込みます。

## ▼ 申請書について

申請書は、直接来庁していただくか、市ホームページからもダウンロードが可能です。

※申請書の郵送をご希望の方は、電話等によりお問い合わせください。

## ▼ 申請受付窓口

玉造庁舎 社会福祉課 社会福祉グループ  
受付時間 8:30～17:15(土日祝日を除く)

## ▼ 支給手続きについて

**住民税非課税世帯(確認書送付世帯)**

市から対象となる世帯に給付内容や確認事項を記載した「確認書」を送付しました(令和4年2月25日)。内容を確認し、同封の返信用封筒により返送してください。

**返送期限：5月24日(火)****住民税非課税世帯(確認書送付世帯を除く)**

世帯の中に令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合、給付金を受給するためには申請が必要です。申請書に必要事項を記入し、転入した方全員分の令和3年度住民税非課税証明書(令和3年1月1日時点でお住いの市区町村で発行)を添付して申請してください。

**申請期限：9月30日(金)****家計急変世帯**

※申請時点で住民登録のある市区町村で申請住民税均等割が課されている世帯であっても、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入の減少により住民税非課税相当と見なされる場合、支給の対象となります。

給付金を受給するためには申請が必要です。申請書に必要事項を記入し、令和3年度住民税均等割が課されている方全員分の令和3年1月以降の任意の1カ月の収入または令和3年中の収入(所得)見込額が確認できる書類(給与明細、源泉徴収票、確定申告書等)を添付して申請してください。

**申請期限：9月30日(金)**

## ▼ お問い合わせ先

臨時電話 0299-57-2227(直通)

※令和4年5月31日(火)まで

社会福祉課 0299-55-0111(内線115)

受付時間 8:30～17:15(土日祝日を除く)

## ▼ DV等で避難している方へのご案内

配偶者やその他の親族からの暴力等を理由に住所地以外に避難中であっても、給付金を受給できる場合があります。

給付金を受給するためには手続きが必要です。

※詳細については、現在お住いの市区町村にお問い合わせください。

## 07 療育手帳巡回相談

【問い合わせ】  
社会福祉課（玉造庁舎）  
☎ 0299-55-0111

### ■ 茨城県福祉相談センターでは、18歳以上の知的障害者を対象に巡回相談を行います

療育手帳の判定、再判定および相談を希望される方は、事前のお申し込みが必要になるので、茨城県福祉相談センターまでご連絡ください。

- ▼ 日時  
6月17日（金） 10:00～14:30
- ▼ 場所  
玉造庁舎
- ▼ 対象  
療育手帳をお持ちの18歳以上の方  
18歳以上で療育手帳の相談を希望する方
- ▼ 人数  
6人
- ▼ 再判定について  
療育手帳の「次の判定年月」欄に再判定時期が記載されます。再判定時期の3カ月前から予約ができます。再判定時期の前でも、障害程度に変化があると思われる場合は、再判定を受けることができます。下記問い合わせ先へご相談ください。
- ▼ 申し込み・問い合わせ先  
茨城県福祉センター（水戸市三の丸1-5-38）  
☎ 029-221-0800  
FAX 029-221-0811

## 08 子育て応援 ニコニコ（弐湖弐湖）支援金

【問い合わせ】  
こども福祉課（玉造庁舎）  
☎ 0299-55-0111

### ■ 子育て環境を向上させ、児童の健全な育成を支援します

入学する際に、行方市子育て応援ニコニコ（弐湖弐湖）支援金を支給することにより、入学時等における家庭の経済的負担を軽減し、本市での子育てしやすい環境を向上させ、児童等の健全な育成を支援します。この支援金の支給により、子育て時期（節目）の経済的支援で、県内トップクラスを目指します。

- ▼ 支給対象者（令和4年度）  
基準日（令和4年5月1日）において、行方市に住民登録をしていて、以下の①または②を養育している者  
① 小・中学校、高等学校および特別支援学校等に令和4年4月に入学した者  
② 令和4年3月に中学校を卒業して就職等した者  
**【参考】対象となるお子さんの生年月日**  
・2006.4.2生～2007.4.1生  
・2009.4.2生～2010.4.1生  
・2015.4.2生～2016.4.1生
- ▼ 支給額  
児童等1人につき2万円
- ▼ 財源  
ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）
- ▼ 申請方法  
申請書または電子申請で提出  
（対象世帯には申請書等を送付します）
- ▼ 提出先  
こども福祉課（玉造庁舎）
- ▼ 申請期間  
5月9日（月）～7月31日（日）  
※直持ちの場合は、土日祝日を除く



子育てするならやっぱり  
**なめがた!**

## 09

農薬の適正使用  
農業用機械等導入補助金【問い合わせ】  
農林水産課（北浦庁舎）  
☎ 0291-35-2111

## ■ 農薬適正使用により農薬事故を防ぎましょう

これから農薬の取り扱いが多くなる時期になります。農薬事故を起こさないために、農薬は適正に使用しましょう。

## ▼ 農薬飛散による被害を防ぐために

- ▶ 飛散防止に最大限の配慮をする。
- ▶ 農薬散布は、天候や時間帯を選んで、無風か風が弱いときに行うよう心がける。学校や通学路が近くにある場合や他の農畜産物が隣接している場合は、特に配慮する。
- ▶ 作業中は、風向きやノズルの向きに注意し、飛散防止に努める。
- ▶ 使用時には、必ず最新の情報を確認する。農薬の使用方法が変更されている場合があります。従来から使用している農薬でも、必ず最新の情報を購入先などで確認してから使用する。

## ▼ 農薬による事故防止のための注意事項

- ▶ 劇物指定農薬であるクロルピクリン剤の使用にあたっては、事前に周辺住民や周辺の農家へ周知し、施用後は速やかかつ確実に被覆を実施する。
- ▶ 農薬は安全な場所に鍵をかけて保管する。
- ▶ 農薬を他の容器（特に、飲食品の容器）に移し替えない。
- ▶ 調製や散布を行うときは、農業用マスク・保護メガネなどの防護具を着用する。
- ▶ 使用時には、希釈倍率や使用時期など容器のラベルを確認し、使用基準を守って安全かつ適正に使用する。不明な点がある場合は、行方地域農業改良普及センターなどに相談する。☎ 0299-72-0256
- ▶ 散布時は、事前に農薬散布機器の十分な点検整備を行う。
- ▶ 散布後は、農薬散布機器の洗浄を十分行う。
- ▶ 使用後は、圃場ごとに記録簿に記録する。

## ■ 令和4年度行方市農業用機械等導入補助金

補助金は、予算の範囲内での交付となります。あらかじめご了承ください。

## ▼ 対象

令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）に購入した農業用機械

## ▼ 対象者

- ・農業所得の申告を行っている農業者、農業生産法人、農事組合法人※本市に住所または本拠を有し、市税等の滞納がないことが条件
- ・前年度において当該補助金の交付を受けていない者

## ▼ 対象経費

10万円を超える1つの機械等の購入費  
※消費税および地方消費税相当額を含まない額

## ▼ 補助額

補助対象経費に5%を乗じて得た額とし、10万円が上限

※補助金の交付は、同一年度中1回限り

## ▼ 必要な書類

- ① 領収書の写し
- ② 対象農業用機械の載っているカタログ
- ③ 販売証明書の写し

## ▼ その他必要なもの

- ① 認め印
- ② 振込先の口座番号のわかるもの

## ▼ 補助対象機械

- ・農業用機械（トラクター、収穫機、田植え機、コンバイン等）
- ・農業用機械に備え付ける機械（ロータリー、ハロー等）

## 10

イノシシ情報  
道路の泥汚れ防止【問い合わせ】  
農林水産課（北浦庁舎）  
☎ 0291-35-2111

## ■ イノシシに注意！

農作物への被害を防止するため、猟友会に依頼し、市内全域の山林等に「くくりわな」を仕掛けています。わな付近には、注意標識等が設置されていますので、山林等に立ち入りの際には、十分な注意をお願いします。近年、一般道や宅地周辺での目撃が増加しています。目撃した場合には、刺激しないよう注意し、すぐに安全な場所に退避してください。目撃や被害の情報は、随時ご連絡をお願いします。わなの設置期間は、5月中旬～翌年3月の予定です。

**昨年度は、市内全域で約 170 頭捕獲しました。**

## ■ 農作業時には注意を

トラクター等を使用した農作業後に、田や畑から公道へ出る際には、必ず泥を落としてから走行するようお願いします。車道や歩道に落ちた泥の塊は、自動車だけでなく歩行者・バイク・自転車などの通行の妨げとなり大変危険です。環境美化と交通安全のため、ご協力をお願いします。道路を汚してしまった場合は、速やかに泥の撤去・清掃をするようお願いします。

お問い合わせは、農林水産課・道路維持課（☎ 0299-55-0111）まで



## 11

## 犬猫の避妊・去勢手術

【問い合わせ】  
環境課（北浦庁舎）  
☎ 0291-35-2111

## ■ 犬猫の避妊・去勢手術の補助金

市では、犬・猫の無秩序な繁殖を抑制し、周囲に対する危害、迷惑の防止を図り、動物愛護および管理について意識の高揚を図ることを目的として、補助金を交付します。補助金の予算額が無くなり次第終了となる場合があります。事前に「申し込み書」を提出し予約をしてください。

※「申し込み」については、行方市ホームページから「電子申請」することができます。

## ▼ 補助金対象者（要件をすべて満たす者）

- ① 行方市に住所を有し、居住している者であること
- ② 市税等を完納している者であること
- ③ 獣医師において避妊、去勢手術を行う者であること

## ▼ 補助対象動物

- ① 補助対象者が飼育する犬・猫
- ② 犬については、補助対象年度に登録および狂犬病予防注射を受けていること
- ③ 生後3カ月以上であること

## ▼ 補助金額

- 避妊手術 犬・猫1頭 4,000 円  
去勢手術 犬・猫1頭 3,000 円

## ▼ 申請手続等

犬の手術の申請の場合、申請者は、市に飼主として登録をしている方の名前で申請してください。また、申請者・領収書宛名・振込口座名義は、全て同じ方をお願いします。

## 避妊の効果

## ▼ オスの場合

- ① 子供を生まれなくなる
- ② 無駄吠え・遠吠え防止（犬）
- ③ 異様な声で泣かなくなる（猫）
- ④ 縄張りを争ってケンカしなくなる
- ⑤ 室内にオシッコをかけて回らなくなる（猫）
- ⑥ 生殖器系の病気予防

## ▼ メスの場合

- ① 発情がなくなる
- ② オスが集まってこない
- ③ 子供が生まれない
- ④ 危険性がなくなる（犬）
- ⑤ 生殖器系の病気予防

## 12

資源ごみ集団回収  
生ごみ処理容器【問い合わせ】  
環境課（北浦庁舎）  
☎ 0291-35-2111

## ■「資源ごみ集団回収団体」募集のお知らせ

市では、ごみの減量、再資源化による「環境にやさしいまちづくり」を進めるため、資源ごみの集団回収団体を募集します。家庭から出るごみには、新聞・ダンボール・雑誌・生ビンなどの再資源化のできるものがあり、これらを回収して業者に売却した量目により、1団体あたり、年額 25,000 円を上限として奨励金を交付します。詳しくは、環境課までご連絡願います。

## ■ 生ごみ処理容器購入費補助制度

市では、各家庭から排出される生ごみの減量および資源の再利用の意識の高揚を図ることを目的に、生ごみを減量化し、堆肥化させる容器を購入する市民に対して、下記のとおり補助金を交付します。

- ・ 購入した生ごみ処理機等の上限は下記のとおりです。
- ・ 値引きやポイント、クーポンを使用して購入した場合は、実際にお支払いされた金額を購入金額とみなします。

補助対象器	補助金額
コンポスト容器 (土壌の表層に設置、土中の微生物の活動を利用する等の方式による生ごみ処理容器)	1世帯につき2基まで(上限3,000円) ※基準額は、購入費の1/2とする
密閉型発酵容器 (密閉型で生ごみ発酵剤を使用する等の方式による生ごみ処理容器)	1世帯につき2基まで(上限2,000円) ※基準額は、購入費の1/2とする
電動式生ごみ処理機 (電動式で、細かく切り、乾燥式、バイオ式等の方法による生ごみ処理容器)	1世帯につき1基まで(上限20,000円) ※基準額は、購入費の1/2とする

## ▼ 補助対象者条件

行方市住民登録または外国人登録、市税等完納している方

## ▼ 申請手順等

- ① 事前に「申込書」を提出してください。「申込書」の提出は、電子申請で行うことができます。電子申請は、行方市のホームページに掲載してあります。
- ② 生ごみ処理容器を購入後、領収書(ただし、商品名(コンポスト等)が明記されたもの)・保証書のコピー(電動式生ごみ処理機のみ)・印鑑および補助金を振り込む金融機関の通帳をご持参の上環境課までお越しください。

## 広告

借金の整理	離婚	相続
破産	過払金	金銭問題
各種民事・家事事件	不動産・建築	

**神栖・鹿島セントラル法律事務所**

問合せ 0299-91-1171 秘密厳守・夜間対応可

弁護士 瀧 智英 (茨城県弁護士会所属) 鹿島セントラルビル新館5階  
 弁護士 谷本 雅晃 (茨城県弁護士会所属) 茨城県神栖市大野原4-7-11

**うちの子「結婚」しないのかしら?**  
独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談ください

☎ 029-835-3751

結婚相談所 ムスベル



# 13 行方ふれあいスタディ

【問い合わせ】  
生涯学習課（北浦庁舎）  
☎ 0291-35-2111

## 講師を募集します

市では、平成 27 年度から、市内小学校 4 年生から中学校 3 年生までの希望者を対象に「行方ふれあいスタディ（無料学習支援）」を地域の皆さんの協力を得ながら実施しています。「もっと勉強ができるようになりたい！！」と願っている子どもたちと一緒に応援しませんか。

市内の学ぶ意欲をもった児童・生徒への、学習支援活動に協力していただける講師を、下記のとおり募集しています。

### ▼ 場所

麻生公民館・北浦公民館・玉造公民館

### ▼ 期間

令和 4 年 5 月から令和 5 年 2 月末まで

※日曜日に実施予定

9:30～11:30

### ▼ 内容

補充的学習

### ▼ 応募資格

教員免許を有する者、教員経験者、教員を希望している学生、学習塾講師経験者

### ▼ 講師料

時給 1,480 円

### ▼ 保険

指導中の活動については、保険適用です。

### ▼ 申し込み

こちらのQRコードまたは生涯学習課ホームページから申し込みます。▶



詳しくは、生涯学習課へお問い合わせください。

## 行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」

**Lucky FM**  
茨城放送  
FM 88.1/94.6 AM 1157/1458

Lucky FM 茨城放送（水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 1197kHz、土浦・県西中継局 1458kHz）で、毎月第 2・第 4 金曜日の午前 10 時 35 分から 5 分間放送しています（「HAPPY パンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

## エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひろきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第 2 火曜日の午前 11 時 40 分から 10 分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

### ■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市）

### ■周波数 76.7MHz

## 広告



## 年金・ローン・共済無料相談

**年金** 年金の専門家である社会保険労務士が相談に応じます。年金のお受け取り手続きや、年金受給に必要な資格期間や受給見込額についてなど、さまざまな疑問にお答えいたします。

**ローン** 住宅・自動車・教育・農業関連の資金など、今から将来にかけて必要となるお金のご用意について、この機会にぜひご相談ください。

**共済** ご加入中の保険等内容などを無料診断します。

※相談は予約制となっておりますので、事前にお電話でご予約のうえご来店ください。ご予約状況によりご希望に添えない場合もございます。

JA なめがたしおさい  
開催店舗：玉造支店 行方市玉造甲 1005-1 TEL：0299-55-0010  
開催日：令和 4 年 5 月 28 日（土）午前 9 時～午後 3 時



©よりぞう

# 14 市税と保険料

【問い合わせ】

収納対策課(納付全般)・税務課(市税)  
 麻生庁舎 ☎0299-72-0811  
 介護福祉課(介護保険料)・国保年金課(後期高齢者医療保険料)  
 玉造庁舎 ☎0299-55-0111

## 【よくあるご質問】～固定資産税編～

「建物を取り壊したのに、どうして固定資産税が課税されるの？」

- Q. 令和4年1月20日に取り壊した家屋が令和4年度の固定資産税の課税の対象になっています。なぜでしょうか？
- A. 固定資産税は、1月1日現在(賦課期日)に存在する固定資産を対象として、その年から始まる年度分について課税されます。そのため、今回1月20日に取り壊された家屋も令和4年1月1日現在には存在していたため、その年度の固定資産税の課税対象になったと考えられます。
- なお、建物を取り壊したときには、以下の手続きが必要となりますのでご注意ください。

法務局に登録されている家屋 ⇒ 建物滅失(めっしつ)登記申請  
 未登記家屋 ⇒ 市役所税務課へ家屋滅失届の手続き

詳しくは、各ホームページをご覧ください。

【法務局ホームページ】「建物を取り壊した／建物を新築した」  
<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/fudousan5.html>

【行方市ホームページ】「家屋を取り壊された方へ」  
<https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/page009675.html>

## 軽自動車税(種別割)の減免について

一定の要件を満たす方について、軽自動車(種別割)の減免を受けることができます。普通車で減免を受けている方、事業用車・リース車は対象となりません。軽自動車税(種別割)の減免の申請は毎年必要となります。

- 申請期間  
令和4年5月9日(月)～令和4年5月24日(火)  
午前8時30分～午後5時15分

※平日のみの受付となります  
 ※申請期間を過ぎると、令和4年度の軽自動車税(種別割)の減免は受けられません

- 申請場所  
麻生庁舎…税務課  
北浦庁舎…総合窓口室  
玉造庁舎…総合窓口課

- 必要書類  
・身体障害者手帳(コピー不可)  
・運転者の運転免許証  
・納税義務者の印鑑  
・軽自動車税(種別割)納税通知書  
・診察券等

※申請書は、各申請場所に用意してあります

- 対象範囲(下表に○のある等級に該当の方が対象です)

	身体障害者手帳をお持ちの方						戦傷病者手帳をお持ちの方							精神障害者手帳	療育手帳		
	等級						項症			款症							
	1	2	3	4	5	6	特	1	2	3	4	5	6			1	2
視覚障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
聴覚障害			○						○		○						
平衡機能障害			○								○						
音声機能障害(こう頭摘出によるものに限る)			○					○									
上肢不自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
下肢不自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
本人運転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家族等運転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
本人運転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家族等運転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	○	○	○	○	○	○											
上肢機能	○	○	○	○	○	○											
移動機能	○	○	○	○	○	○											
心臓機能障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
じん臓機能障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
呼吸器機能障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
膀胱または直腸の機能障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小腸機能障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
肝臓機能障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※等級欄の記載について  
 旧として表示してある場合の第7項症は本表の第1款症、旧第1款症は第2款症、旧第2款症は第3款症にそれぞれ該当します。

5月の市税と保険料は・・・  
 固定資産税 第1期 軽自動車税(種別割)  
 納期限(振替日)は5月31日です。